

危険な体質を保持するオウム真理教

オウム真理教・主要3団体

現在も危険な体質

- 依然として麻原の影響下
- 出家した構成員の多くが松本サリン事件・地下鉄サリン事件以前に加入
- 殺人を勧める危険な教義
- 上命下服の閉鎖社会

立入検査で非協力姿勢

- 検査官の質問を無視
- 「答える義務はない」、「見てのとおり」などの回答
- 特に「Aleph」は非協力姿勢が顕著
 - ・速やかに応答・開扉せず検査の遅延を図る
 - ・ビデオカメラ等で検査官の容貌等を撮影、けん制 など

主 流 派

「Aleph」

- 麻原への絶対的帰依を明示
- 施設内に麻原の肖像写真を掲示
- 再発防止処分を受け、施設外における活動を展開

「山田らの集団」

- 麻原への絶対的帰依を明示
- 施設内に麻原の肖像写真を掲示
- 「Aleph」と同様の教材等を多数保管

上 祐 派

「ひかりの輪」

- “麻原隠し”の取組
 - ・施設内に麻原と同一視した仏画を掲示
 - ・麻原関連の「聖地巡り」
- トークイベント、SNS等を活用

オウム真理教は、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」の主要3団体を中心に活動を続けている。主要3団体ともに依然とし

て麻原彰晃こと松本智津夫の影響下にあり、現在も無差別大量殺人行為に及んだ当時の危険な体質を保持している。



①八潮大瀬施設（「Aleph」）の祭壇（4月）



②金沢施設（「山田らの集団」）の祭壇（12月）

主流派（「Aleph」及び「山田らの集団」）は、麻原への絶対的帰依を明示し、施設内に麻原の写真（①②の赤枠内）や麻原がその化身であるとするシヴァ（大）神とされる絵画（①②の青枠内）を掲示するなどしている。

「Aleph」は、再発防止処分（後述）により、

施設の全部又は一部の使用が禁止されていることから、令和5年（2023年）4月下旬から同年5月中旬までの間に開催した「ゴールデンウィーク集中セミナー」を最後に、在家の構成員を対象とした集中セミナー等を開催していない。しかし、その一方で在家の構成員に

対し、自宅での修行を指示するなど施設外における活動に重点を置き始めた状況がうかがわれる。「山田らの集団」は、「Aleph」でも使用されている、麻原の説法等を収録した教材等を使いながら、活動を続けている。

上祐派（「ひかりの輪」、代表・上祐史浩）は、引き続き、“麻原との決別”や“主流派との違い”を主張するなど「脱麻原」、「脱オウム」をアピールしている。しかし、かつて上祐は「尊師はブツダ（注：釈迦牟尼）の化身である」などと講話していたところ、現在も施設内に釈迦牟尼等の仏画等を掲示したり、上祐自ら“麻原ゆかりの地”とした神社仏閣等を訪問する「聖地巡り」を毎月実施したりするなど、今なお麻原の影響下にあることは明らかである。



南烏山施設（「ひかりの輪」）の仏画（2月）。釈迦牟尼等の仏画を麻原と同一視

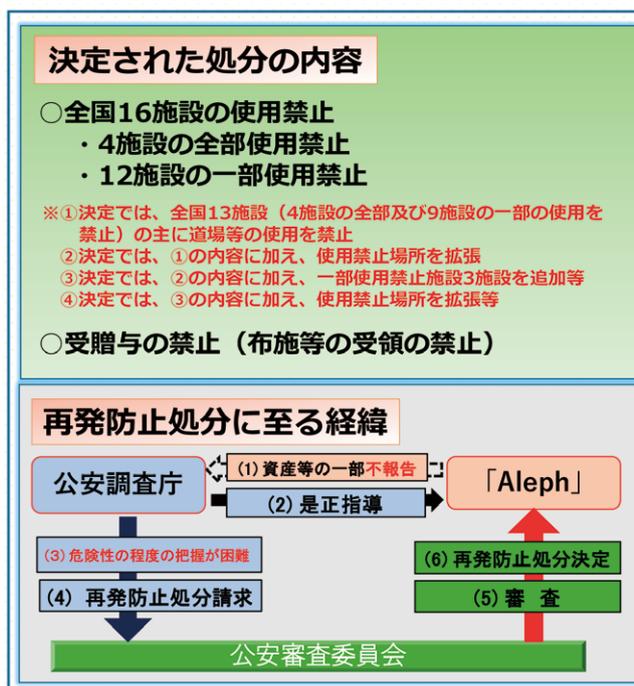
こうした主要3団体に対し、公安調査庁は、令和6年（2024年）中、15都道府県下延べ45か所のオウム真理教施設に対して37回の立入検査を実施した。立入検査の通算回数は、令和6年（2024年）末までに582回（19都道府県下延べ983か所）となっている。

「Aleph」に対する再発防止処分の現状

オウム真理教は、団体規制法に基づき、3か月ごとに構成員、土地建物及び資産等を公安調査庁長官に報告することが義務付けられている。しかし、「Aleph」は、資産等の不報告を続けたため、公安調査庁長官は、令和5年（2023年）に引き続き、令和6年（2024年）

中も2度にわたり公安審査委員会に再発防止処分を請求した。その結果、「Aleph」は、施設の全部又は一部の使用禁止及び布施等の受領の禁止の処分を課されたが、現在もなお不報告を続けている。

全部不報告（構成員、土地建物、資産等全て）による請求	
令和3年10月請求	→撤回
○「Aleph」の報告書提出を受けて請求撤回	
一部不報告（構成員、土地建物、資産等の一部）による請求	
令和5年1月請求	→決定 (1) 令和5年3月決定
○処分期間 令和5年3月21日～令和5年9月20日	
令和5年7月請求	→決定 (2) 令和5年9月決定
○処分期間 令和5年9月21日～令和6年3月20日	
令和6年2月請求	→決定 (3) 令和6年3月決定
○処分期間 令和6年3月21日～令和6年9月20日	
令和6年7月請求	→決定 (4) 令和6年9月決定
○処分期間 令和6年9月21日～令和7年3月20日	



「Aleph」の不報告による再発防止処分



公安審査委員会が施設に掲示している使用禁止を示す標章

「Aleph」に対する再発防止処分の効果

「Aleph」は、資産等の不報告を続けたことから、現在、4度目となる再発防止処分を課され、施設の全部又は一部の使用の禁止及び布施等の受領を禁止されている。

その結果、下記①～③の効果が出ている。

①施設の機能停止

4施設が全部使用禁止。12の一部使用禁止施設について、在家の構成員の指導を行う道場の閉鎖や収益事業を営む事務所の使用禁止等により、一部機能を停止している状況。

②道場活動の実質的な停止による集金力の低下

再発防止処分により道場が使用禁止となったことで、在家の構成員向けの集中セミナー（年末年始、ゴールデンウィーク、秋季）が開催されず、最大1億円ほどあった集中セミナーによる収入が大幅に減少。

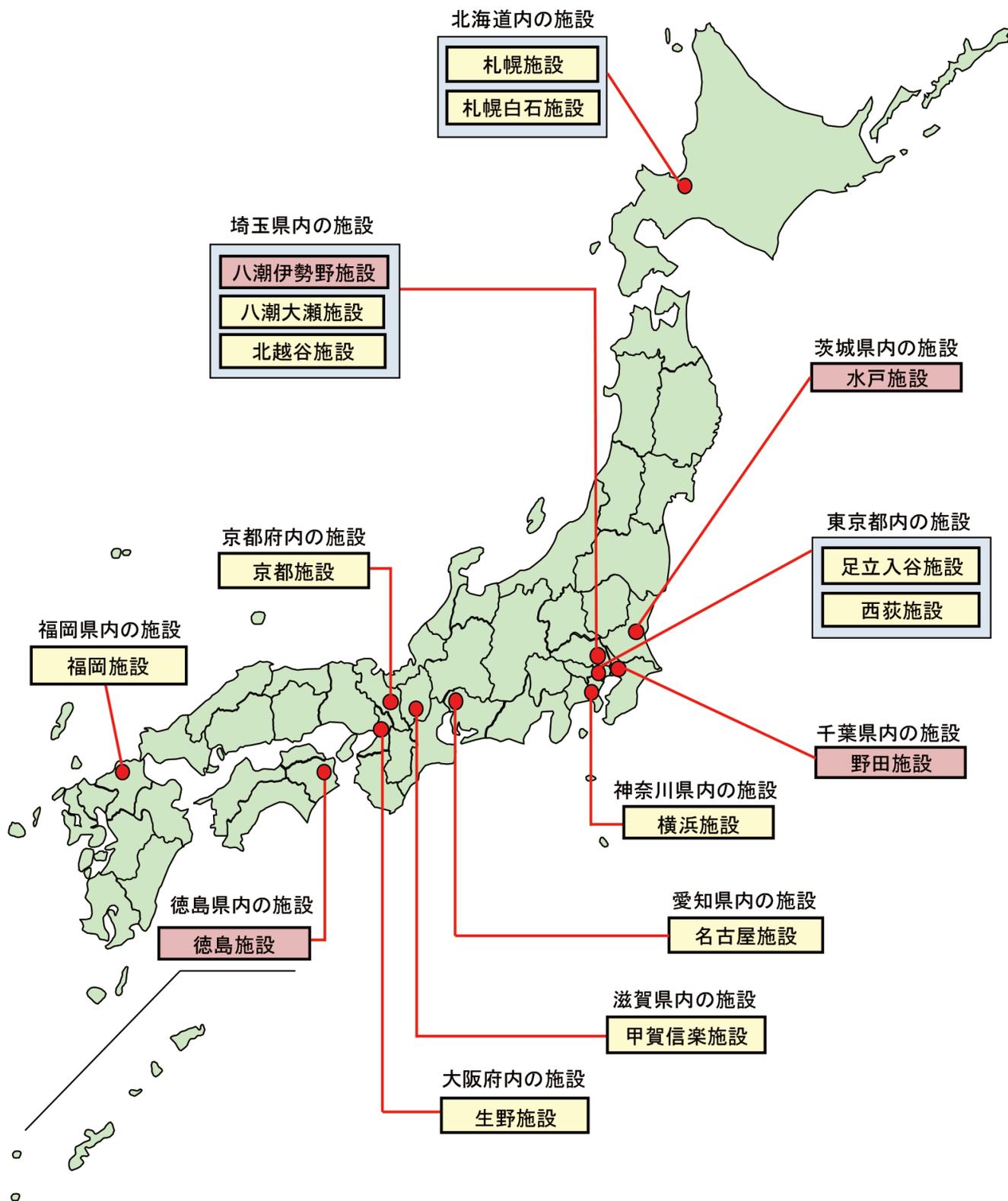
③出家した構成員の離脱等による組織力の低下

在家の構成員は、修行場としての道場を失い、出家した構成員との日常的な接触が困難となったほか、幹部構成員を含む出家した構成員の施設からの離脱も確認されている状況。

全部使用禁止施設 (4施設)	一部使用禁止施設 (12施設)		
水戸施設	札幌施設	名古屋施設	足立入谷施設
野田施設	札幌白石施設	京都施設	八潮大瀬施設
八潮伊勢野施設	西荻施設	生野施設	甲賀信楽施設
徳島施設	横浜施設	福岡施設	北越谷施設

使用禁止処分対象施設一覧

- は施設全ての使用を禁止する施設(4施設)
- は施設の一部の使用を禁止する施設(12施設)



「反戦」運動を展開しつつ、若年層の取り込みを狙った過激派

過激各派は、「中国侵略戦争阻止の大反戦闘争を、日帝打倒の巨大な内乱を切り開くものとして闘い抜こう」（中核派、1月1日付け機関紙「前進」）、「ウクライナ反戦闘争を、さらにガザ人民虐殺弾劾の闘いを、断固としておしすすめよう」（革マル派、1月15日付け機関紙「解放」）、「パレスチナ人民虐殺阻止、ウクライナ戦争粉碎」（革労協解放派主流派、1月1日付け機関紙「解放」）などと主張し、「反戦」運動を展開した。

とりわけ、「中国侵略戦争阻止」などを掲げて「反戦」運動の強化に取り組んだ中核派は、例年以上にデモを実施しつつ、運営する動画共有サイトのチャンネルに若手活動家を出演させ、新入生を対象に、「（同派の学生組織で

ある）全学連に入り戦争止めよう」などと呼び掛けたり、女性活動家が学生組織の幹部に就任したことをアピールし、「学生・女性は反戦の先頭に」と訴えたりした。

また、活動家の高齢化が進む過激各派は、4月を中心に、各地の大学入学式などにおいて、各派の指導下にある学生組織への加入を呼び掛けるビラを配布するなどして、新入生の勧誘を行ったほか、自派が運営するSNSの宣伝ビラを配布したり、素性を隠したサークル活動を通じて勧誘活動を行ったりした。さらに、4月以降、ガザ情勢をめぐって米国の大学でイスラエルに対する抗議活動が拡大したことなどを受け、「反戦」をアピールする勧誘活動に注力した。

C O L U M N

過激派が主張する「反戦」とは

中核派は、「米日帝国主義の中国侵略戦争が今にも火を噴こうとしている」と主張した上で、「反戦闘争」を通じ、「日本帝国主義の侵略戦争を内乱に転化せよ！」などと呼び掛けている。

これは、戦時下における「反戦」運動などを通じて「自国政府の敗北」を促進し、「帝国主義戦争を内乱に転化することを目指す」というレーニンの考え方（「革命的祖国敗北主義」）に基づいており、過激派の多くは、こうした革命理論に基づく「反戦」運動を重視している。

新体制の下で党勢拡大に取り組む共産党

共産党は、第29回党大会（1月）の役員人事において、平成18年（2006年）以来空席だった議長職に志位和夫委員長を据え、後任の委員長に田村智子副委員長を起用して、志位議長と田村委員長による新体制を発足させた。委員長が交代したのは、23年ぶりのことであった。同大会では、党勢の後退が続く中、その現状について、「党员25万人・「しんぶん赤旗」85万部」と発表した上で、次期党大会（注）までの拡大目標として令和2年（2020年）の第28回党大会当時の勢力（党员27万人・「しんぶん赤旗」100万部）に回復させることを決定した。

その後、第2回中央委員会総会（2中総、4月）では、「党づくりの後退から前進への歴史的転換を一全党の支部・グループのみなさんへの手紙」と題する党勢拡大活動の強化を呼び掛ける文書を発表し、全ての支部が、2年後（令和8年〈2026年〉1月）に次期党大会が開催されることを想定して「2年後の目標達成」に向



共産党第29回党大会（写真提供：時事）

けた計画を立て、実践に踏み出すよう訴えた。

また、「第3回中央委員会総会・総選挙勝利をめざす全国決起集会」（3中総、9月）において、「腐敗政治を一掃」などとして「政治とカネ」の問題を追及する方針を示しつつ、党勢拡大についても「選挙と一体に、党づくりでも必ず前進を」と訴えるなど、繰り返し、活動強化を全党に督励した。

注 党規約で「党大会は、中央委員会によって招集され、二年または三年のあいだに一回ひらく」と明記。

近隣諸国との諸問題を捉えて活動を実施した右翼団体等

右翼団体は、領土などをめぐる諸問題を捉えて、中国、ロシア及び韓国を批判する活動を展開した。

中国をめぐるのは、「尖閣諸島死守」などの従来の主張に加え、中国籍の男性らが靖国神社の石柱に落書きした事件（5月、8月）、中国軍機による領空侵犯（8月）、度重なる尖閣諸島周辺での中国公船による領海侵入、NHKラジオ国際放送で中国籍の外部スタッフが「釣魚島は中国古来の領土」などと主張した事案（8月）、中国広東省での日本人学校児童死亡事件（9月）などを捉え、日中共同声明（昭和47年〈1972年〉）の調印日に当たる9月29日を中心に、各地の在日中国公館周辺などで、「主権侵害、領海侵入、領空侵犯、内政干渉などを繰り返す中国との国交を断絶せよ」、「中国は、反日教育と我が国に対する挑発行為を直ちに止め、命を奪われた日本人学校児童に謝罪せよ」などと訴える街宣活動を実施した。

ロシアをめぐるのは、「北方領土奪還」などの従来の主張に加え、ロシア軍機による領空侵犯（9月）などを捉え、「北方領土の日」（2月7日）及びソ連がまだ有効であった日ソ中立

条約を無視して対日参戦した日に当たる8月9日を中心に、各地の在日ロシア公館周辺などで、「領空を無断で通過するロシアは日本から出ていけ」などと訴える街宣活動を実施した。

韓国をめぐるのは、「竹島奪還」などの従来の主張に加え、同国国会議員らの竹島上陸（4月30日に同国野党議員ら17人、5月13日に同国元法相が上陸）を捉え、「竹島の日」（島根県条例で2月22日に制定）や韓国が竹島領有権問題の国際司法裁判所付託を拒否した日に当たる10月28日を中心に、島根県や各地の在日韓国公館周辺などで、「国会議員による竹島上陸は我が国に対する挑発行為で看過できない」などと訴える街宣活動を実施した。

このほか、右翼団体と同様に内外情勢を捉えて、各地で街宣活動等に取り組んできた右派系グループは、首都圏等で「移民受入れ」に反対する街宣活動を実施した。首都圏での取組をめぐるのは、右派系グループを「レイシスト（差別主義者）」と批判するグループが右派系グループの活動の中止を求めて抗議活動を展開するなどし、両者が対立する状況が見られた。

右翼団体の危険性

我が国の右翼団体は、理想とする社会変革を実現するために最も効果的かつ実現可能な手段としてテロを容認する傾向が強く、「一人一殺」(注1)、「一発の銃声は十万の動員に勝る」(注2)の精神を継承し、これまで多くの事件を引き起こしてきた。近年、右翼団体による重大な事件は発生していないものの、過去の事件を振り返ると、危険な精神を受け継いだ構成員による殺人、放火等の事件が発生しており、引き続き、右翼団体の動向には警戒が必要である。

右翼団体構成員が政治目的から引き起こした主な事件

年月	地域	概要
昭和35年10月	東京都	「我が国の赤化（共産主義革命）を防ぐために左翼勢力の指導者らを殺害する」として、演説中の日本社会党委員長を短刀で突き刺して死亡させた（殺人）
昭和50年6月	東京都	「核兵器の不拡散に関する条約」批准承認案件の審理が開始されたことに反発し、国民葬に参列していた総理に対し、自殺勧告書とダイバーナイフを差し出した上、2回殴打し、転倒させた（公務執行妨害、銃刀法違反）
平成2年1月	長崎県	天皇の戦争責任に言及した長崎市長の発言などに強く反発し、同市役所から公用車で外出しようとした同市長に向けて拳銃で実弾1発を発射し、左肺損傷を伴う重傷を負わせた（殺人未遂、銃刀法違反）
平成4年3月	栃木県	自民党副総裁らが北朝鮮訪問時に「過去の植民地支配への謝罪を含む共同宣言を発表した」などと捉えて強く反発し、講演会場で同副総裁に向けて拳銃で実弾3発を発射したが、命中せず（殺人未遂、銃刀法違反、火薬類取締法違反）
平成4年8月 (写真①)	東京都	「天皇訪中の閣議決定を阻止する」などとして、プロパンガスボンベやガソリン入りポリタンクなどを積み込んだ小型貨物自動車で総理官邸付近の路上に乗り付け、同所で積み荷に点火して同車両を炎上させた（建造物等以外放火、火薬類取締法違反など）
平成16年9月	東京都	北朝鮮による日本人拉致問題をめぐり、「進展が見られないのは政府の弱腰姿勢に原因がある」などと反発し、政府に抗議する目的で、自家用車で国会付近に乗り付けた後、車内にガソリンを散布して点火し、衆議院通用口への突入を試みた（建造物等以外放火）
平成18年8月 (写真②)	山形県	自民党衆院議員が月刊誌の対談記事で総理の靖国神社参拝に反対する発言をしたことに強く反発し、「天誅が必要」と考え、同議員の実家にガソリンを散布して点火し、棟続きの事務所も併せて全焼させるとともに、その場で自殺を図り、重傷を負った（現住建造物等放火など）



①総理官邸前火災車突入未遂事件（平成4年8月）
(写真提供：時事)



②自民党衆院議員宅放火事件（平成18年8月）
(写真提供：共同通信社)

(注1) 血盟団事件（昭和7年（1932年））の際、井上日召が「暗殺は機会を見て一人が一人を倒す方法をとる」ことを決定し、これを黒龍会顧問・頭山満が「一人一殺」と名付けたといわれる。

(注2) 「浜口首相狙撃事件」（昭和5年（1930年））の実行犯・佐郷屋留雄（戦後、嘉昭と改名）が、自らの行動の指標として考案した言葉といわれる。